

佐野市建設工事入札参加者選定要綱

平成17年2月28日

告示第156号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。)の入札に参加しようとする建設業者(建設業法第2条第3項に規定する建設業者及びこれらの者で構成する共同企業体をいう。以下同じ。)の資格を審査し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約をする場合の建設業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「市内業者」とは、法人にあつては本社が市内に存する建設業者、個人にあつては代表者が市内に居住し、かつ、本店が市内に存する建設業者をいう。

2 この告示において「準市内業者」とは、法人として市内に本社以外の支店、営業所等(以下「営業所等」という。)を設けて営業し、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 法人市民税を納付している者
- (2) 営業所等において独立した営業活動が可能である者

(資格審査)

第3条 資格審査は、二会計年度ごとに行うものとする。ただし、新規に資格審査を受けようとする建設業者及び市長が特に認める建設業者にあつては、資格審査を行わない会計年度においても、これを行うことができる。

2 資格審査を受けようとする建設業者は、市長の定める期間内に建設工事入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書を提出した建設業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、入札に参加する資格を与えない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により市の入札参加制限を受けている者
- (2) 国土交通大臣又は栃木県知事の行う経営に関する事項の審査を受けていない者

(佐野市入札参加者選考委員会)

第4条 申請者の資格の審査及び競争入札等の参加者の選定をするため、佐野市入札参加者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(格付の基準)

第5条 選考委員会は、資格審査に合格した市内業者及び準市内業者について、客観的要素について算定した点数(以下「客観的点数」という。)に主観的要素について算定した点数(以下「主観的点数」という。)を加えた総合点数で格付を行うものとする。

2 客観的点数は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)により算定する。

3 主観的点数は、次に掲げる項目により算定する。

- (1) 市発注工事の成績
- (2) 建設業労働災害防止協会の加入状況
- (3) 佐野市消防団員の雇用状況
- (4) 障がい者の雇用状況
- (5) 保護観察対象者等の雇用協力の状況
- (6) とちぎSDGs推進企業登録制度の登録状況

(格付)

第6条 市長は、前条で算定された総合点数に基づき工事の種類別に格付するものとする。ただし、申請者の数が少ない工事の種類については、格付を行わないことができる。

2 市長は、前項で格付した結果を当該申請者に通知するものとする。

(格付の有効期間)

第7条 格付の有効期間は、格付を決定した日の翌日から翌々年度において改定される日までとする。ただし、第3条第1項ただし書の規定により資格審査を受けたものにあつては、翌年度において改定される日までとする。

(格付の変更等)

第8条 市長は、契約を履行しない者又は経営状況が著しく悪い者で格付調整の必要を認めたものについては、選考委員会の審査を経て格付の変更をすることができる。

- 2 市長は、申請書に虚偽の事項を記載した申請者又は重要な事実について記載しなかった申請者に対しては、選考委員会の審査を経て失格させ、又は降格させることができる。
- 3 市長は、特に格付の調整の必要を認めた場合については、格付の変更をすることができる。
- 4 前3項の規定により格付の変更等を行ったときは、市長は、当該申請者に通知するものとする。

(指名業者の選定基準)

第9条 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の場合における市内業者及び準市内業者の選定は、格付された建設業者のうちから等級区分に従い行うものとする。ただし、工事の執行上必要があるときは、指名業者数の2分の1を超えない範囲内において当該等級工事の直近上位等級及び直近下位等級に格付された者のうちから等級区分に従い選定することができるものとする。

- 2 次に掲げる工事については、第1項の規定によらないことができる。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) 設計金額が200万円以下の随意契約に係る工事
- (4) 市長が特に事情があると認める工事

(選考委員会に付する指名業者の選定)

第10条 契約検査課長は、工事契約伺の起案に当たり、当該工事の設計金額が6,000万円以上の工事請負契約で指名競争入札に付そうとするものであるときは、入札指名業者の選考を選考委員会の審議に付さなければならない。

- 2 委員長は、前項の選考委員会で決定した事項について市長に報告する。

(指名業者選定の留意事項)

第11条 指名業者の選定に当たっては、市内業者を優先するとともに次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況

(6) 当該工事についての技術的適正

(7) 安全管理の状況

(秘密の保持)

第12条 この告示の事務に従事する職員は、当該事務処理上知り得た事項については、これを他に漏らしてはならない。

(準用)

第13条 工事の前提となる設計、測量及び調査の業務委託については、この告示の例による。

附 則

この告示は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。